

はたまるねっと

利用に係る規程

この利用に係る規程は、はたまるねっとを安全かつ適切に運用管理するための担当者の責務や諸手続き等を定めるものとする。

(1) システム利用者（ユーザー）の責務

1. システム利用にあたっては「はたまるねっと利用規約」および「利用に係る規程を遵守」する。
2. 個人情報の取り扱いについては厚生労働省が定める「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」および「はたまるねっと個人情報の適切な取り扱い方針」に定めた規定を遵守する。
3. 個人情報の正確性の確保に努める。
4. 取得した ID・パスワードは部外者に利用されることのないよう適切に管理する。
5. パスワードは取得後速やかに変更する（8文字以上の半角英数字）。

(2) システム利用事業所のユーザー管理者の責務

1. 事業所ごとにシステム利用を管理する担当者（ユーザー管理者）を設置し適切な運営体制を整える。
2. システム利用にあたっては「はたまるねっと利用規約」および「利用に係る規程」を遵守する。
3. 個人情報の取り扱いについては厚生労働省が定める「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」および「はたまるねっと個人情報の適切な取り扱い方針」に定めた規定を遵守する。
4. ユーザー管理者が変更する場合は速やかに所定の手続きを行う。

(3) 事業所内のユーザー登録

1. 事業所内の全利用者のユーザー登録とその内容に責任をもつ。
2. システム利用者ごとに ID・パスワードを取得する。
3. 利用者の登録情報の変更、または削除が必要となった場合は速やかに所定の処理を行う。
4. 事業所内利用者によるシステムの利用状況や、ID・パスワードの管理について把握し、問題が生じた場合は速やかに事務局に報告する。
5. 事業所内利用者による個人情報の取扱いに関し、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるとともに、個人情報の漏洩等が起きないように、適切な管理監督を行う。
6. 患者からシステムを使用した情報共有に関して苦情があった場合の対応を行う。

(4) システム利用端末の登録

1. 事業所内利用者がシステム利用のために使用する全ての PC またはタブレット端末等の登録手続きを行う。
2. 登録可能な端末は事業所の業務を行うために用意された端末のみ可能とする。
3. システムを使用する全ての PC 端末にコンピューターウイルス対策を講じる。本システムの利用に直

接関係のないソフトウェア・アプリケーションのインストールは事業所の業務のために必要なもののみとする。

4. システムを使用する端末を取り扱う時は、情報漏洩や破損、紛失等ないように事業所で一元的に管理する。

(5) 患者情報の名寄せ

1. 名寄せを行う施設においては、同意を得られた患者の氏名・生年月日・性別・保険情報をもとに名寄せを行いICカードを発行する。
2. 患者から同意の撤回があった場合は撤回処理を行う。
3. 同意及び撤回については患者の自筆の申込書をもって行い名寄せを行った施設で保管する。

(6) システム管理事務局（事務局）の責務

1. システム利用にあたっては「はたまるねっと利用規約」および「利用に係る規程」を遵守する。
2. 個人情報の取り扱いについては厚生労働省が定める「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」および「はたまるねっと個人情報の適切な取り扱い方針」に定めた規定を遵守する。
3. システム利用者の氏名及び職種、事業所、人数を把握し適切に管理する。
4. システム利用者の登録・変更・削除およびID・パスワードの発行に関する手続きの窓口業務を担当する。
5. 利用者が使用する端末の登録に関する手続きの窓口業務を担当する。
6. 不正アクセス防止のために設けたアクセスロック機能の解除作業を行う。
7. タブレット端末の貸与に関する手続きの窓口業務を担当する。
8. 登録患者の停止・削除に関する手続きの窓口業務を担当する。
9. システム運営に関する各通知書等の発送作業、各書類の取り纏めを担当する。
10. システムの保守は民間企業に委託する。
11. システムの良好な運用を維持するため、必要に応じてシステムに関する機能または使用時間の変更または停止を行う。その場合は、システム利用者に対して事前にその旨、システムを通じて連絡するものとする。ただし、緊急その他事務局が特に理由があると認める時はこの限りでない。
12. システムの安定かつ効果的な利用が継続的に確保できるよう、システムの利用状況の把握・分析等を行う。
13. はたまるねっとで取り扱う情報は診断の基となる「診療情報」ではなく、「複製としての参考情報」であり、協議会や施設、運用・保守サービス提供事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面においても保証しない。
14. システム利用に関する各種問い合わせに対応する。

(7) 導入に係る必要な設備及び費用負担

①必要な設備

1. システムを利用する為のPCまたはタブレット端末等はシステム利用事業所が準備する。
2. システム利用可能な動作環境
 - (1) OS（オペレーティングシステム）

- Microsoft Windows

- iOS

(2) ウェブブラウザ

- Microsoft Internet Explorer 7, 8, 9, 10

- Safari

- Chrome

(3) アプリケーション

iOS が動作するタブレット端末等にて動作可能である。

システム利用の登録を行った端末のみにインストール可能であり、利用者登録を行った利用者が付与された ID・パスワードを入力することにより利用することができる。

②情報共有システム利用に係る費用

1. システムの利用料は施設種別に応じて下記の利用料金を支払わなければならない。

病院：月額 30,000 円

診療所：月額 10,000 円

歯科、薬局、訪問看護：月額 3,000 円

介護施設、介護事業所、居宅介護支援事業所：月額 1,000 円

2. インターネットの回線使用料及びインターネット環境を維持するための費用は、システム利用事業者またはシステム利用者が負担する。

附則

この運用管理ルールは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。